

鈴鹿市告示第95号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1の規定に基づく市長が定める区域の区分及び同表備考2の規定に基づく市長が定める時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

鈴鹿市長 末松則子

1 区域の区分

第1種区域及び第2種区域は、それぞれ特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年鈴鹿市告示第94号）により指定した第1種区域及び第2種区域とする。

2 時間の区分

昼間及び夜間はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで